

・ 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例	51
・ 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則	59
・ 食品の原産地に関する情報提供基準	63
・ 用語解説	65
・ 関係機関一覧	73

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例

平成26年3月20日

佐賀県条例第60号

改正 平成26年10月6日条例第77号

平成27年3月9日条例第14号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例をここに公布する。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策等（第8条－第22条）

第3章 自主回収の報告等（第23条－第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

食は、人の生命と健康を支える根源であり、その安全性と信頼性を確保することは、県民が健康で安全・安心な生活を実現していくために極めて重要である。

近年、ホテル、レストラン等におけるメニュー表示の偽装をはじめ、食品の安全性を脅かし、その信頼を揺るがす事態が相次いで発生していることから、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

本県は、温暖な気候に恵まれた全国屈指の農業生産県であり、米・麦の主産地として、また、ブランド牛の生産地として広く知られているほか、有明海、玄界灘の海苔、魚介類など、豊富で多彩な海の幸、山の幸に恵まれている。豊かな自然環境に恵まれた本県の農林水産物は、この地に住む人々の食文化の継承と発展を支えるとともに、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に引き継ぐためにも県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、食品関連事業者及び県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けた情報共有や意見交換を行うなど創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たしていくことが必要である。その上で、県内で生産・加工・販売・消費される食品の安全性を確保し、表示の適正化を図るとともに、食育の取組や地産地消の推進を通じて、県民の健康で安全・安心な生活を実現するよう努めなければならない。

ここに、県民の総意として、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産者 農林水産物（食用以外の用途に供するものを除く。）の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。
- (5) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。
- (6) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (7) 地産地消 地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、又は調理された地域内において消費することをいう。

（平26条例77・一部改正）

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより、行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれ相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び食品関連事業者の責務)

第5条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 生産者及び食品関連事業者は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 生産者及び食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保のための施策並びに生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第7条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たり、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第8条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の

安全・安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 知事は、毎年度、議会に対し、基本計画に基づく施策の実施状況を報告するとともに、これを公表するものとする。

（施策の提案）

第10条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

（監視及び検査体制の整備）

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

（危機管理体制の整備）

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示の推進）

第13条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（平27条例14・一部改正）

(調査研究の推進)

第14条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動への支援)

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、食品関連事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保のための施策について、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、食の安全・安心の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安全・安心の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第19条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、農林水産物の生産又は食品等の供給に係る活動に関する記録の作成及び保存に努めるものとする。

4 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

(原産地に関する情報提供の充実)

第20条 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（食品表示法第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

2 前項の規定は、食品関連事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、又は加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

(平27条例14・一部改正)

(国、地方公共団体、関係団体等との連携)

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保のための施策を推進するに当たり、生産者、食品関連事業者及び県民が組織する団体等との連携に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進を通じた取組)

第22条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、及び食品等の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じた知識の普及啓発及び消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。）の充実に努めるものとする。

2 県は、地産地消の推進を通じ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における相互理解の促進を図り、県産農林水産物の安全性に対する信頼の向上に努めるものとする。

3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 自主回収の報告等

(自主回収の報告)

第23条 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等である場合（同法第19条第2項の規定に違反する器具又は容器包装にあっては、規則で定めるものに限る。）

- (2) 食品表示法第5条の規定に違反する食品又は添加物で規則で定めるものに該当する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合
- (2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合

3 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を公表する。

4 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該報告をした特定事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう指導等を行う。

5 第1項の規定による報告をした特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した期日その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(平27条例14・一部改正)

(危害情報の申出)

第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

第25条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、食品関連事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等その他の物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置勧告)

第26条 知事は、特定事業者、生産者又は食品関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 特定事業者が第23条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (2) 生産者又は食品関連事業者が第25条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は食品関連事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑 則

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条、第23条、第25条及び第26条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第77号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年条例第14号）

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則

平成26年6月18日

佐賀県規則第68号

改正 平成27年4月1日規則第35号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則をここに公布する。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）で使用する用語の例による。

（平27規則35・一部改正）

(自主回収の報告)

第3条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収する食品等を特定する情報
 - (2) 回収する食品等の販売先、販売期日及びその数量
 - (3) 回収に着手した期日
 - (4) 製造等を行った事業者の名称及び所在地
 - (5) 回収するに至った経緯
 - (6) 回収の方法等
 - (7) 想定される健康への影響
 - (8) その他必要な事項
- 2 条例第23条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式第1号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 3 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品又は添加物は、次に掲げる食品又は添加物とする。
- (1) 消費期限又は賞味期限の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。）
 - (2) アレルゲンの表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物
 - (3) 保存の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物
 - (4) 使用の方法の表示の方法が食品表示基準の規定に違反する食品又は添加物

- 4 条例第23条第1項第3号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号又は第2号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。
- 5 条例第23条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 回収した食品等の名称
 - (2) 回収した食品等の数量
 - (3) 回収するに至った経緯
 - (4) 回収した食品等の保管場所
 - (5) 処分等の方法及び予定時期
 - (6) 再発防止のために講じた措置
 - (7) その他必要な事項
- 6 条例第23条第5項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）を知事に提出することにより行うものとする。
- （平27規則35・一部改正）

（身分証明書）

第4条 条例第25条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県知事 様

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

自主回収着手報告書

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第23条第1項の規定により報告します。

回収する食品等の名称（商品名）		
回収する食品等を特定する情報		
回収する食品等の 販売先、販売期日 及びその数量	販 売 先	
	販 売 期 日	
	数 量	
回 収 に 着 手 し た 期 日		年 月 日
製 造 等 を 行 っ た 事 業 者 の 名 称 及 び 所 在 地		
回 収 す る 理 由		
回 収 す る に 至 っ た 経 緯		
回 収 の 方 法 等		

想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号 ()
備 考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞紙、インターネット等により周知する場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

この様式に記載された個人情報、自主回収報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

[様式第2号以下省略]

制定 平成26年6月18日

改正 平成27年4月1日

改正 平成30年3月9日

食品の原産地に関する情報提供基準

(趣 旨)

第1条 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）第20条第1項の規定に基づき、食品関連事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第2条 国内で生産された畜産物（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品であって、同基準別表第2に掲げる畜産物をいう。）の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- (1) 主たる飼養地が属する都道府県名
- (2) 主たる飼養地が属する市町村名
- (3) 主たる飼養地が属する地名で一般に知られているもの

(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第3条 加工食品の原材料の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提供に努める情報
1 国内で生産された農産物 (食品表示基準別表第15の2及び3に掲げる原材料を含む。)	都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名
2 国内で生産された畜産物	主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名
3 国内で生産された水産物 (食品表示基準別表第15の4及び6に掲げる原材料を含む。)	生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名
4 削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	「〇〇製造」（〇〇は、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名とする。）

2 前項に規定する原材料とは、食品表示基準別表第15に掲げる原材料をいう。

(情報提供の方法)

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 食品表示基準で定める表示の方法
 - (2) 商品ごとに直接に、ラベルその他これに類するもの（以下、「ラベル等」という。）を貼り付け、又は記載する方法
 - (3) 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードその他これに類するもの（以下、「カード等」という。）を差し込む方法
 - (4) 陳列された商品に近接した箇所に、当該商品と判別できるようにカード等を下げ、又は置く方法
 - (5) 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
 - (6) インターネットを利用するときは、消費者が容易に判別できる方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、消費者が正しく理解できる方法
- 2 前項に規定する情報の提供に併せて食品関連事業者は、消費者からの問合せ等に対して、適切に回答するものとする。

(情報提供の特例)

第5条 食品関連事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等を勘案し、第2条又は第3条第1項に規定する消費者への情報提供が困難であると認められる特別の事由があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月9日改正）

この基準は、公布の日から施行する。

用語解説(50音順)

あ 行

□アレルギー物質 (表示)

食物を摂取した場合に、体の免疫機序を介して発疹などの症状が出ることを「食物アレルギー」といい、この原因となる物質を「アレルギー物質」と呼びます。

食品に表示されるアレルギー物質には、必ず表示されるものとして7品目あり、アレルギー患者の方が多い卵、乳、小麦、えび、かにと、重篤な症状に至ることが多いそばと落花生が指定されています。

また、表示が勧められているものとして、20品目があります。

表示を義務づけているもの(7品目)	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
表示を推奨されているもの(20品目)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

□医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (医薬品医療機器等法)

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から販売、市販後の安全対策まで規制を行っている法律です。

動物用医薬品については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、畜水産食品への残留を防止するため、食用動物に対する使用基準が定められています。

か 行

□貝毒

カキやアサリなどの二枚貝類が、毒素をもったプランクトンを捕食すると、一時的に体内（特に中腸腺）に毒が蓄積します。毒が蓄積した二枚貝類をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがあり、原因毒およびその症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒に分けられます。毒は熱に強く、加熱調理しても完全にはなくなりません。

- ・麻痺性貝毒の主な症状：唇、顔面、四肢末端のしびれ感、めまいなど
- ・下痢性貝毒の主な症状：下痢、吐き気、嘔吐、腹痛など

□家畜伝染病予防法

畜産の振興を図るため、家畜の伝染病の発生の予防や、発生時の感染拡大を防ぐことを目的とした法律です。家畜の病気の検査や予防注射、消毒方法などについて具体的に定めている法律です。

□GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

□環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業のことです。

□牛トレーサビリティ制度

平成13年9月（2001年）に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年（2003年）6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、牛が生まれた時から精肉として消費者の元に届くまでの経過を追跡できるような牛トレーサビリティ制度が運用されており、国内で飼養されている全ての牛は、それぞれ固有の個体識別番号が付けられ、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

□米トレーサビリティ制度

米及び米を主原料とする加工食品について、生産から消費者へ販売されるまでの各段階を通じて履歴追跡を可能にすること等を目的に、平成21年（2009年）4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、米及び一定の米加工食品を取り扱う事業者に対し、取引等の記録を作成・保存するとともに、米又は原料米の産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

さ 行

□残留農薬

食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」において、食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、すべての農薬には、残留基準が定められており、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されています。

□収去（収去検査）

食品衛生法に基づく食品等の抜き取り検査を「収去検査」といいます。

この検査は、製造・販売されている食品等が、食品衛生法に定められている規格基準等に適合しているかどうか、また、食中毒の原因となる微生物や有害物質が含まれていないかなどを検査して、食品の安全性を確保するものです。

□食育

子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要です。

食育基本法（平成17年施行）では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けています。

食育では、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを推進しています。

□食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥検査法）

食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とし、食鳥肉の衛生的な処理や安全性に係る検査などに関することを定めた法律です。

□食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、営業の場所に臨検し、食品や帳簿書類の検査、試験に必要な食品の収去、食品衛生に関する指導などを行うため、厚生労働大臣又は都道府県知事などがその職員の中から任命した者のことをいいます。

食品衛生監視員になるためには、専門的な経験知識を有する必要があります。（厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者、医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師、大学又は専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者、栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者が該当します。）

□食品衛生指導員（制度）

食品衛生指導員制度とは、食品業界の中に自分たちの施設を衛生的なものにし、消費者に安心してもらえる食品を提供出来るよう、営業者への衛生思想の普及啓発を行うなど、自主的な衛生管理を支援する組織として、公益社団法人日本食品衛生協会及びその支部において、実施されている制度であり、佐賀県では、公益社団法人佐賀県食品衛生協会長により食品衛生指導員として任命された方が、保健所等関係行政機関の指導や連携を得て、食品関係営業者に対する助言・指導・相談をはじめ、広く食中毒防止のための啓発活動に努めるとともに、積極的な巡回指導活動を行っています。

□食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とし、食品の規格（添加物や残留農薬の量、細菌数）や食品の製造・保存基準（食品を製造する際の加熱温度や食品の保存温度）等を定めた法律です。

□食品添加物

食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、食品添加物には、以下のような役割があります。

- ・食品の製造や加工のために必要な製造用剤
- ・食品の風味や外観を良くするための甘味料、着色料、香料など
- ・食品の保存性を良くする保存料、酸化防止剤など
- ・食品の栄養成分を強化する栄養強化剤

なお、食品衛生法第10条では「人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と規定されており、食品添加物は化学的合成品、天然添加物にかかわらず、厚生労働大臣が指定したものだけを使うことができます。（ただし、天然添加物として使用実績があると認められるもの、天然香料及び一般に食品として供されるものであって添加物として使用されるもの等を除く。）

□食品表示責任者

食品関係事業者が自己の事業所等において、食品表示に関する点検や確認等を行うべき者と定めた責任者のことです。

□食品表示110番

食品表示に関する疑問点や不審な情報などを受ける窓口で、農林水産省（各地域の農政局等、各県の地域センター等を含む）や佐賀県だけではなく、各県にも設置されています。

いただいた情報によっては、事実関係を調査のうえ、事業所等への指導等を行います。

※ 佐賀県の食品表示110番の電話番号：0952-25-7077

□食品表示法

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源です。

食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法のそれぞれの法の趣旨に基づき定められていた食品表示に関する規定を統合して、包括的かつ一元的な制度として、平成25年（2013年）6

月に公布されました。これにより、複数の法律にまたがっていた表示基準や用語が整理され、消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示になることが期待されます。

□飼養衛生管理基準

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜（牛、豚、鶏、馬）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理の基準です。畜舎の清掃・消毒、野鳥や野生動物の侵入防止等について規定されています。

□飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）

飼料の安全性や品質を確保するため、飼料等の製造や保存方法、使用、表示等の基準・規格について定めている法律です。

□飼料添加物

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分、その他の有効成分の補給、③資料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を図るために、飼料に添加、混和、浸潤、その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されています。飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがありますが、個々の成分規格ならびに製造などの方法及び表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することはできません。

□水産用医薬品

水産動物の疾病の予防、治療に使用されることが目的とされるもの（抗生物質、ビタミン剤、ワクチン等）と水産動物の身体の構造、または機能に影響を及ぼすことを目的に使用されるもの（麻酔剤）があります。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、対象とする水産動物について医薬品の使用方法等が定められています。

た 行

□伝達性海綿状脳症（TSE）

プリオン病とも呼ばれ、異常プリオン（感染性蛋白質）が神経組織等に蓄積する伝染病です。プリオンが原因とされる疾患には、BSE（牛海綿状脳症）のほかに、羊・山羊のスクレイピー、鹿慢性消耗病（CWD）が含まれ、ヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）も類似の疾病です。

TSEに共通する特徴として、

1. 潜伏期間が、数ヶ月から数年の長期間にわたる。
2. 病理学的に、中枢神経系の神経細胞がスポンジ状に空胞変性を起こす疾患。
3. 進行性、致死性の神経系疾患。

であることなどが挙げられます。

□地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

生産された農林水産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ信頼関係を構築する取組にも繋がります。

□と畜場法

と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とし、と畜場における衛生的な処理や安全性に係る検査などに関することを定めた法律です。

□動物用医薬品

主として動物のために使用されることが目的とされる医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造、販売、使用については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」によって規制されています。

な 行

□農業生産工程管理（GAP）（か行GAP再掲）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

□農薬指導士

農薬の販売業者、防除業者、農薬使用者を指導する立場にある者等を対象に、農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を農薬指導士として、県が認定しています。

農薬指導士は、関係法令の遵守や適正な知識に基づき、農薬使用者や農薬販売者等に対して助言・指導を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることをその任務としています。

□農薬取締法

農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることで、農業生産の安定と国民の健康の保護や生活環境の保全に役立てることを目的とする法律であり、農薬について登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制が定められています。

□HACCP（ハザップ：危害分析重要管理点方式）

食品の安全を確保するための衛生管理手法の一つで、原料から最終製品までの工程において重要な管理点を特定し、それを連続的に監視することによって、製品の安全性を保証する衛生管理手法です。

1960年代にアメリカの宇宙計画の一環として、宇宙食の安全性確保のために開発されたシステムで、Hazard Analysis and Critical Control Point といひ、頭文字をとってHACCPと呼ばれ、HA（危害分析）、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っています。

厚生労働省では、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理の向上を目的に、「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」を改正し、新たにと畜場及び食鳥処理場において、HACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）が設置されました。

また、販売業や製造業等の衛生管理向上のため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」も改正され、HACCP 導入型基準が規定されました。

現在、国においてHACCPの制度化に関する議論が進められており、今後は、すべての食品等事業者において、HACCPによる衛生管理の導入が必要とされています。

□BSE（牛海綿状脳症）

BSEは、異常プリオンタンパク質と呼ばれる病原体が、脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になる病気で、発症した牛は、異常行動や運動失調などの症状を示し、やがて死亡します。

発生原因は、BSE感染牛を原料とした飼料を他の牛に与えることによるものと考えられていますが、現在、日本では、飼料給与規制が行われており、国際的なBSEの安全性の格付けをおこなっている国際獣疫事務局（OIE）から、最も安全な「無視できるBSEリスク」の国に認定されています。

□肥料取締法

この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保することで、農業生産力の維持増進に寄与し、国民の健康の保護に資することを目的としています。そのため、肥料の規格や施用基準の公定、登録、検査等をはじめ、肥料の生産・販売についての手続きが定められています。

□POP

「point of purchasing advertising」の略で、販売促進のために主に店頭で用いられる広告媒体です。商品名や価格、説明文、イラスト等を記載し、消費者に注目してもらうために作成します。

□リスクコミュニケーション

食品には一定のリスク（食材そのものに存在するリスク、製造や流通等の過程で発生するリスクなど）が存在することを前提に、生産者、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深めるために、それぞれの立場から相互に意見交換を行うことをいいます。

関係機関一覧

所 属	住 所	電 話 番 号	備 考	
佐賀県	くらしの安全安心課 (アバンセ)	佐賀市天神 3-2-11	0952-25-7069	食の安全・安心の確保を推進する条例、食育、景品表示法、計量法等
	生活衛生課	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7077	食品衛生法、食品表示等
	健康増進課	〃	0952-25-7075	栄養表示等
	薬務課	〃	0952-25-7082	医薬品医療機器等法に基づく食品表示等
	流通・通商課	〃	0952-25-7116	県産品の販路拡大、米トレーサビリティ制度等
	農政企画課	〃	0952-25-7465	地産地消等
	農産課	〃	0952-25-7117	米麦大豆関係
	園芸課	〃	0952-25-7120	農業生産工程管理(GAP)、農薬取締法、肥料取締法、環境保全型農業等
	畜産課	〃	0952-25-7121	畜産物関係、動物用医薬品、家畜伝染病対策等
	水産課	〃	0952-25-7145	水産物関係、水産用医薬品、貝毒調査等
	林業課	〃	0952-25-7132	特用林産物関係等
	佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	佐賀市八丁畷町 1-20	0952-30-1906 0952-30-1905	・食品衛生、自主回収報告等 ・栄養表示等
	鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-2162 0942-83-3579	同上
	唐津保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	唐津市大名小路 3-1	0955-73-1131 0955-73-4186	同上
	伊万里保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	伊万里市新天町 122-4	0955-23-2103 0955-23-2101	同上
	杵藤保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	武雄市武雄町昭和 265	0954-23-3501 0954-22-2104	同上
	衛生薬業センター	佐賀市八丁畷町 1-20	0952-30-5009	食品の試験検査、違反食品、食中毒等に係る検査、調査研究等
	食肉衛生検査所	多久市南多久町下多久 4127	0952-76-2611	と畜検査、と畜場及び食鳥処理場の監視指導、伝染性海綿状脳症(TSE)対策、調査研究等

